

大阪市障がい者支援計画（令和6年度～8年度）の進捗報告について

- ・ 就労支援の充実について
- ・ 入所施設からの地域移行について
- ・ 関係機関等との連携による施策の推進について

障がい福祉サービス等の質の確保について（案）

- 本市の障がい者自立支援給付費等は、障がい者の増加や介護者の高齢化等を背景として、年々増加している。
- 事業所数の増加により、支援の必要な人が障がい福祉サービスを利用しやすい環境が整う一方で、「障がい福祉サービス等の質の確保・向上」とともに、「給付の適正化」を図る必要があるため、次のとおり取組を推進する。

1 障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上に関する検討調査

- ・ 民間事業者への業務委託のもと、国や本市データを活用した実態把握や分析を行い、その内容を基に令和8年度内にアクションプランを策定する。
- ・ 外部有識者で構成する「支給決定のあり方検討会議」を開催し、本市の障がい福祉サービスの支給決定等のあり方を含めた検討を実施する。

2 事業所指定・運営指導体制の強化

- ・ 事業所の指定等業務の業務委託範囲を拡大するとともに、中小企業診断士等の専門職を新たに配置し、事業所の指導体制を強化する。

3 就労継続支援B型における総量規制の導入

- ・ 就労継続支援B型事業所における適切な量の維持とサービスの質の確保を目的として、障害者総合支援法に基づく総量規制を実施する。

実施期間	新規指定分：令和8年8月1日～令和9年7月1日 (利用定員追加分：令和8年7月1日～令和9年6月1日) ※ 総量規制の解除については、単年ごとに検証	計画の必要な見込量	<	供給量 (R7.12定員数)
		R7：279,997日／月 R8：334,047日／月		519,087日／月 (1,079事業所)
実施区域	大阪市全域で実施			
実施理由	・ 本市の障がい福祉計画において定める必要な見込量に対して、供給量が大幅に超えている状況（1.5倍程度） ・ 一部の事業所では制度の趣旨に沿わないような運営や生産活動が行われている等の苦情が寄せられている			
スケジュール	令和8年3月下旬から市ホームページ等で事業所向けに周知			

※ 1～3の取組は案であり、今後変更する場合がある。

入所施設からの地域移行の促進に向けた取組について

地域

地域で生活できる環境づくり



- 地域生活支援拠点等の拡充
- グループホームの整備

「強度行動障がい者のグループホーム移行促進事業」

自立支援協議会

強度行動障がいへの対応

- 実態調査の実施を踏まえた検討（大阪府と連携、R8予定）
- 事業者の対応力向上
指導的立場の事業者の確立
地域の事業者間の連携強化（自立支援協議会の活用）



「集中的支援体制および地域の事業者における支援ネットワークの構築」

本人・家族

「親なき後への支援」につなげる取組

- 施設待機状況の把握・分析
- 療育手帳交付申請（取得・更新）時に支援につなぐ仕組みの充実



地域で暮らすための受け皿づくり

地域生活への移行を支援する仕組みづくり

施設

障がい者支援施設への働きかけ

- 地域移行に関する理解促進の取組
- 行政と施設の協働による「施設が担う機能等」の整理



- 地域における入所施設の役割や機能の検討
- 入所定員に関する検討



長期入所者への働きかけ

- 地域生活のイメージづくり
- ピアサポート、経験者の声
- 家族への啓発

「施設入所者地域生活移行促進事業」

施設入所者の地域生活への移行に向けた働きかけ

心身障がい者リハビリテーションセンター相談課“はーとふる”ぷらざでの取組

区保健福祉センター面接時における支援が必要な事例の発見

◎面接時に押さえるべきポイント

- ▶ **地域や支援者とのつながり** … 引きこもりなど、長年、家族以外とのつながりがない（孤独、孤立状態）
- ▶ **収入状況** … 経済的に困窮しているにも関わらず、年金の申請などの手続きができていない
- ▶ **家族等の動き力** … 家族等が精神的・体力的に支援が必要な状況など、現時点もしくは将来的に「8050問題」状態が懸念される

◎区保健福祉センター職員の気づきの感度向上、技術力向上

実践的な研修等を通して

- ・ 事務的に療育手帳を交付するだけでなく、本人等が抱える困りごとやその背景に関する気づきを得るよう意識づけ
- ・ 適切な支援につなげるための助言スキルの向上
- ・ 他区の担当者との意見交換、情報共有等

【令和7年度 実施状況】

実施日	実施内容
5/13	障がい者福祉担当職員新任研修 「ケースワークについて」ほか
6/27	障がい者基幹相談支援センター連絡会 「リハセンと基幹Cとの連携を深めるために」
11/27	第1回 障がい者福祉（知的）担当職員研修 「基幹Cとの連携について」 「療育手帳面接のポイントについて」
3/2	第2回 障がい者福祉（知的）担当職員研修 「相談記録（改訂版）の活用方法について」ほか

知的障がい者更生相談所における専門機関としての「つなぎ」機能の発揮

区保健福祉センターが作成する相談記録の情報や判定結果、本人等との面談をふまえ、外部機関による支援が必要と判断した場合、支援者及び家族への連絡を行ったり、必要に応じて本人等に同行し、障がい者基幹相談支援センター等の支援機関へ情報連携及び対応依頼を行う

行政および地域の中核的な支援機関（障がい者基幹相談支援センター）との連携強化

知的障がい者更生相談所や区保健福祉センターが、障がい者基幹相談支援センターと相互理解を深め、日頃から相談・協力し合える関係性の構築

行政と施設の協働による「施設が担う機能等」の整理

障がい者支援施設は、今後いっそう障がいのある人やその家族の地域生活を支える社会資源のひとつとして機能することが求められる

→障がい者支援施設が地域において担う役割や機能について、行政と施設がともに考えることが重要

障がい者支援施設が集まり話し合う場を大阪市障害児・者施設連絡協議会に設置（12/2 事前打ち合わせ、2/20 第1回会議開催予定）

- ・大阪市管轄の障がい者支援施設が集まり、施設における取組等について意見交換や情報共有等を行い、地域の社会資源として果たす役割等について話し合う
- ・会議には行政も参画し、入所施設の現状について把握するとともに、障がいのある人が安心して地域生活を続けるために必要な施策等について検討する

関係機関等との連携による施策の推進について

障がいのある人の就労機会の拡大に向けた取組

庁内連携

総務局・福祉局

「ワークステーション」の設置

障がいのある方を大阪市の会計年度任用職員として雇用し、専門支援員の指導のもとで、各所属から依頼を受けた事務補助業務（文書折り・封入などの作業、データ入力等）の集中処理を行う職場として「ワークステーション」を新たに設置し、本市における障がい者雇用の促進につなげる。

◆ 期待される効果

- ・ 市役所（市長部局）における障がい者雇用率の向上【=法定雇用率(3%)の達成】
※市長部局における障がい者雇用率 2.8%（令和7年6月1日時点）
- ・ 各所属における事務作業の負担軽減、効率化
- ・ 障がいのある方が、フルタイム以外の多様な働き方を選択可能

【採用人数】

全体で10～20名程度を採用予定
※特定の障がいに限定せず、身体障がい、精神障がい、知的障がいのある方の受験を可能とする。
※試験内容については検討中。

【今後のスケジュール（想定）】

令和8年夏頃 採用選考の実施
令和8年秋頃 採用・ワークステーション開設（大阪市役所本庁舎内を予定）

災害時に備えた取組に関する連携強化

庁内連携

区役所・危機管理室・福祉局

福祉サービス事業所におけるBCP（業務継続計画）の取組と、各区における個別避難計画作成の取組との連携強化に向け、啓発チラシ（別紙）を作成
個別避難計画策定推進チーム会議の取組として実施し、令和7年11月に市内の対象事業者へ配布（約8,000事業所）

「個別避難計画策定推進チーム会議」

- ・ 各区における個別避難計画作成の推進に向けて、各区の取組状況の共有や支援ツールの提供などを行う会議
- ・ 令和3年度より区長会に設置され、区役所*・危機管理室・福祉局が参画
*令和7年度は、浪速区・住吉区・西淀川区・城東区

対象事業者 【障がい】 訪問系事業所（居宅介護・重度訪問介護など）、相談支援事業所* *障がい者基幹相談支援センター含む
【高齢】 訪問系事業所（訪問介護・訪問看護など）、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

引き続き
区役所における取組の推進
に向けて
関係部局と連携していく

災害が起きたとき 使えるBCP（業務継続計画）の策定に向けて

障がい福祉サービス
事業所等のみなさんへ

B Business C Continuity P Plan

感染症のまん延や自然災害など、不測の事態が発生しても、利用者に必要な福祉サービスを中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画です。



障がい福祉サービス事業所等におけるBCP

災害発生時には、建物設備の損壊や、社会インフラの停止、被災による人手不足などにより、利用者へのサービス提供が困難になる恐れがあります。

一方、利用者の多くは、日常生活・健康管理、さらには生命維持の大部分において障がい福祉サービス等を必要としており、これらのサービス提供が困難になれば、生活・健康・生命の支障に直結します。

そのため、障がい福祉サービス等の維持、継続は非常に重要であり、事業所等においては、災害等の発生に備えて、あらかじめ準備しておくことが求められています。

災害時に求められる役割と平時からの備え

「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)をもとに作成



利用者の安全確保

利用者の中には、障がい特性等により、いっそう深刻な人的被害が生じる危険のある人がいます



- ・利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（安否確認シートを作成するとよい）
- ・負傷者への応急処置や医療機関等への搬送方法等について検討しておく

サービスの継続

障がい福祉サービスは、利用者の健康・身体・生命を守るため、必要不可欠なものです



- ・利用者の生命・健康を維持するために必要な業務を選定し、継続方法をまとめておく
- ・訪問系サービス等は、避難所でのサービス提供も想定し、情報収集しておく

職員の安全確保

業務継続にかかる長時間勤務や精神的打撃など、労働環境が過酷になることがあります



- ・労働環境の変化等に対応ができるよう、職員向けの備蓄や休息スペースを確保しておく
- ・緊急時の連絡方法を検討し、連絡ができないことも見据えた参集基準等を整理しておく

地域への貢献

社会福祉施設としての公共性を踏まえた取組が求められます



- ・平常時から、地域の避難方法や避難所情報に留意する
- ・地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を築いておく



裏面をご覧ください

うら

事業所のBCPをより効果的なものとするために



地域において進められている防災の取組を知りましょう

区役所における「個別避難計画」策定の取組

- ・避難行動要支援者名簿に登録されている人*の「個別避難計画」を順次策定しています
- ・各区のハザードの状況等を踏まえ、優先順位を決めて取り組んでいます
- ・対象者には同意確認を行い、同意を得られた場合に策定します
- ・おもに区役所や地域団体などが策定に関わりますが、地域の実情に応じて異なります
- ・個別避難計画には、本人の基本情報などのほか、避難所の場所、避難ルート、避難を支援する人などの情報を記載します

* 避難行動要支援者名簿に登録されている人（障がい者）

- ・身体障がい 1級 2級
- ・知的障がい A
- ・精神障がい 1級
- ・視覚障がい、聴覚障がい 3級 4級
- ・音声・言語機能障がい 3級
- ・肢体不自由（下肢・体幹）3級
- ・医療機器への依存度の高い難病患者



災害リスク等を考慮し
各区で優先順位を設定しています



事業所等のBCPと、個別避難計画策定の取組がつながることで 災害に備えた取組はいっそう充実します



障がい福祉サービス事業所等のみなさんへお願い

利用者と防災のこと、個別避難計画のことを話してください

「どの避難場所に避難するか」「誰が避難を支援するか」など個別避難計画に記載される情報は事業者のBCPにおいて安否確認方法を検討する際などにも役立ちます



個別避難計画のことを話題に
していただくことで、利用者の
防災意識も高まります♪



区役所から協力依頼があった際は、可能な範囲でご協力ください

本人のことをよく知る支援者はとても頼りになる存在です



利用者がうまく理解できないこと
うまく伝えられないことを支援



区役所の取組を伝達

計画策定時の同席

個別避難計画の策定等に関わることで、避難支援の情報等を得る機会になり、事業所のBCPの充実にもつながります

お問い合わせ先

このチラシに関すること

大阪市 福祉局 障がい福祉課 06-6208-8071

事業者のBCPに関すること

大阪市 福祉局 運営指導課 06-6241-6527

* 個別避難計画の作成に関することは、各区役所（おもに防災担当）にお問い合わせください

* 高齢分野についても
同じ内容で作成

